

個人事業主である被扶養者の取り扱いについて

個人事業主である被扶養者の収入（一般所得・農業所得・不動産所得等を含む）については、年間収入額から本組合が認める経費を控除した後の額が130万円未満の場合、扶養認定の対象となります。所得税法上は必要経費として認められる経費であっても、本組合の認定基準では認められない経費もありますので十分ご注意ください。

また、扶養認定中の被扶養者においては、2年に1度行われる扶養状況調査（検認）にて確定申告にかかる書類一式を提出いただいておりますので、関係書類については、大切に保管しておいてください。

必要経費についての注意点

- ・従業員に給料賃金および雇人費を支払っている場合は、認定対象者または被扶養者に該当しません。
- ・水道光熱費について、自宅が事務所と兼ねている場合は、家計消費分が明確になっているときに経費として認めます。
- ・株式等の売買を業としている者も個人事業主として扱い、取得額、売却額等を必要経費として確認します。

【必要経費一覧表】

認めている主な経費（○のもの）

一般所得		農業所得		不動産所得	
売上原価	○	雇人費	×	給料賃金	×
給料賃金	×	小作料・賃借料	○	減価償却費	×
外注工賃	×	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	○
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	○	その他の経費		その他の経費	
利子割引料	×	租税公課	×	租税公課	×
その他の経費		種苗費	○	損害保険料	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	○
荷造運賃	×	肥料費	○	雑費	×
水道光熱費	△	飼料費	○		
旅費交通費	×	農具費	○		
通信費	×	農業衛生費	○		
広告宣伝費	×	諸材料費	○		
接待交際費	×	修繕費	○		
損害保険料	×	動力光熱費	○		
修繕費	○	作業用衣料費	×		
消耗品費	○	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃手数料	×		
雑費	×	土地改良費	○		
		雑費	×		

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306